



様式第21号（第25条関係）

（その2）

消防法による命令の公告（危険物施設用）

危険物施設の所在地 宍粟市千種町黒土114番地1
危険物施設の名称 柳谷自動車鉱油株式会社
危険物施設の区分、許可番号 屋外給油取扱所 第146号
命令を受けた者 代表取締役 柳谷 千尋

この危険物施設は、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のため、令和3年6月20日、消防法第12条の3第1項の規定に基づき次の事項を命じたものである。

命令事項

公共の安全の維持及び災害発生の防止が確保されるまでの間、屋外給油取扱所の業務を停止すること。

令和3年6月20日
西はりま消防組合
管理者 山本



（注）

- 1 この標識は、消防法第12条の3第2項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。